

鳥栖市のC日本語学校によるスリランカ国籍の元留学生に対する退学処分に係る損害賠償請求訴訟の判決の評価

2019年4月10日 竹内正宣（移住労働者と共に生きるネットワーク・九州会員）

1、本裁判の訴え

元留学生が、2017年6月28日に同学院より退学処分を受け、その後佐賀地裁により地位保全の仮処分が認められ、同年11月9日に復学したが、元留学生は同学院によるパワハラにより傷心し、母国の家族のこと、借金のことが気になり帰国した。この間、弁護士により、地位保全と損害賠償を求める裁判を提訴し、併せて福岡入管に対して「留学」の在留期間の更新許可申請がなされた。

元留学生は、翌年1月5日に入管に弁護士と共に出頭したが、「留学」の在留期間の更新はなされず、やむなく同学院に退学届を提出し、裁判での訴えは、違法な退学処分による損害賠償請求のみとなった。

2、請求の構成

争点

- ①説明義務（在留資格「留学」の資格外活動許可による就労は、「原則週28時間以内」との説明義務）違反による不法行為の成否
- ②退学処分による不法行為の成否
- ③元留学生を退学処分にした後、副学院長がアルバイト先を訪問し、「あすから働かせないように」と要請したことによる不法行為の成否
- ④損害額の算定

請求額

同学院は、254万円余を元留学生に支払え、というもの。

（その構成は）

ア 学費相当額

（ア）退学処分から復学まで、21万円余

（イ）復学から予定日まで、23万円余

イ 逸失利益

退学処分から復学までの、アルバイト（1ヶ月9.8万円余）39万円余

ウ 慰謝料

元留学生が同学院の不法行為によって受けた著しい精神的苦痛として150万円

エ 弁護士費用

23万円余

3、判決

同学院は78万円余被告に支払え

（理由）

①同学院の「就労は週28時間以内」との説明義務違反は認めず。理由は、現地校で「1ヶ月に200時間働ける」との説明を受けたとする原告の主張するが、スリランカから一緒に来日した13名のうち200時間を越える就労をしたのは原告しか確認されていないので、この主張は信用出来ない。同学院からは「就労は週28時間」を説明したとする証拠は提出されなかったが、学院長が経営に支障が出るような説明をしないはずがない。

②同学院の退学処分については違法を認める。理由は、同学院は、入学書類の虚偽記載、(2年目の)学費の滞納、学習意欲が見られない等主張するが、まず滞納を理由に原告を退学にする裁量があるかについて、「裁量があった」としつつも、「本件学校を退学となった場合、原告の「留学」の在留資格が取り消されてスリランカへの帰国を迫られるおそれもあったから不利益は大きいものであった。」と述べている。更に学院長が退学処分後に原告に「学費を払えば、復学を認める」と述べたことをあげ、退学処分の理由は(2年目の)学費の滞納だけであり、1年目の残り期間と2年目の一部に対応する「支払済の学費に対応する授業まで受けさせないことを正当化する理由とは言い難い」とし、「本件退学処分は、裁量権を逸脱したもので違法」と断罪した。

③退学処分後の原告副学院長によるアルバイト先への要請による不法行為は認めず。アルバイトできなくなったのは退学により資格外活動ができなくなったもので、この要請で新たな権利侵害が発生したものではない、とした。

④損害については、
ア(ア)を認める。(イ)は認めず。
イは、認める。
ウの精神的苦痛に対する慰謝料は10万円

つまり退学処分の日から復学までの間の学費を返還し、その間のアルバイト代は損害として認め、ほぼその間の慰謝料として10万円だけ認める、という内容。

4. 評価

①「就労は週28時間以内」と説明したとする文書は一切提出されなかった。「日本語教育機関の告示基準」第一条第三項(入学者の募集)で、「書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存」とされ、その中で「在籍中の就労は、原則として週28時間・・・」とされているにもかかわらず、である。

また(週28時間を越え)月200時間を越えて働いていたのは原告しか確認されていない、とし、また在留カードの「就労は週28時間以内」と記載されている、としたが、多くの留学生がこの規制を知らずか、知っていても入管は容認しているとの誤った情報の基づき、或いは知っていて入管に覚知されると在留資格の更新にマイナスに影響することをわかっていてもこれを越えて働かざるを得ない現状があることに触れていない。

②退学処分を違法としたことは、評価される。特に今回は2年目の学費の先払いを滞納した事案であり、これのみをもって退学処分することを「違法」と断罪した。裁量についての記述の中に、前掲の「本件学校を退学となった場合、原告の「留学」の在留資格が取り消されてスリランカへの帰国を迫られるおそれもあったから不利益は大きいものであった。」とあるように、留学生の退学はほぼ帰国を余儀なくされるおそれ、について言及した。いくつかの急ごしらえの日本語学校、専門学校による学業指導を疎かにして、収入不足を第一義的に考える安易な退学処分・除籍処分に一定の歯止めを掛けることが出来た。

日本語学校や専門学校において、支払った学費に対応する期間が終了する以前に、学校から退学を強要された、とか、或いは学校側が帰国のためのチケットを勝手に予約し、代金を支払済みの学費から勝手に引かれた、と度々相談を受けることがある。この裁判では、支払われた学費に対しては、学校側はその分の教育をする義務があることを述べている。外国人留学生に対する学校側による恣意的な指導に歯止めを掛ける警鐘となることを期待したい。

③は確かに、入管法施行規則により、「留学」の在留資格の資格外活動許可による「週28時間以内の就労」は、所属機関から離脱した後はできない、となっている。留学生本人の事由によると思われる退学処分については、入管に対しては、この留学生の生活を維持して、不利益を回復するまでの間、保護的処置により就労できるように求めたい。

なお、学生としての地位保全の仮処分が決定された後は、判決にあるように、週28時間以内の就労（時間外活動）は可能である。

④退学処分から復学までの間の学費とアルバイト代を損害と認めたが、この間に原告の元留学生が味わった「帰国に追い込ませるおそれ」についての損害の評価が極めて低く、「復学後の同学院によるパワハラ対応」「結果的に退学せざるを得なかったこと」また「誇大な説明を信じての（借金して来日）入学」についてはほぼ認定しておらず、結果として損害額にも反映していないことは納得しがたい。

（追記）

- 1, 2019年3月5日に、福岡入管において、「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」（以下「ネットワーク・九州」という）と福岡入管との第21回目の意見交換会が行われたが、ネットワーク・九州から事前に福岡入管に提出していた (A) 質問に対して、当日口頭で回答した内容と、(B) 要請書から、関連する項目を紹介したい。

(A) 質問に対する回答（抄）

（項目の順序は、留学生本人に関すること⑤⑥、→日本語学校に関すること③、→送り出し機関に関すること④）

I 入管業務に関する質問

1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について

⑤留学の在留資格者の中には、原則週28時間の労働時間を超えてアルバイトをしている者が見られます。このような事実が明らかになった者の期間更新申請に対して、不許可として帰国させる場合と、留学の在留資格を期間更新する場合の取り扱いの違いの要件などを教えてください。

（回答）

在留期間更新許可申請において、資格外活動許可の条件である稼働時間を超えてアルバイトを行った事実が判明した場合には、条件違反の回数、時間超過の程度のほか、出席状況等を総合的に判断した上で、更新許可の可否について判断しており、不許可処分に係る統一的な要件を定めているものではない。なお、現在、資格外活動違反事実のみで直ちに更新不許可処分とする取り扱いを行っていない。まずは留学生に対する指導を実施している。

⑥日本語学校や専門学校等の所属機関からの退学処分等が即ち在留資格「留学」の取り消しとなるのではなく、離脱から3ヶ月以内に別の日本語学校や専門学校等の受け入れが決まり手続すれば、基本的に問題はないという認識で変わりませんか。

（回答）

日本語学校や専門学校等の所属機関を退学処分となるなど、正当な理由なく在留資格に応じた活動を継続して3か月以上行わないで在留する場合には在留資格取り消しの対象となる。しかし、この間新たな受け入れ校が決まる等、付与された在留資格に応じた在留活動が再開される場合には、当初の所属機関を離脱したことをもって直ちに在留資格取り消しの対象となるものではない。ただし、所属機関から離脱して3か月を経過する前であっても、正当な理由なく他の活動を行い、または行おうとして在留している場合には、法22条4第1項5号に該当するとして、在留資格取り消しの対象となる可能性がある。

③先の臨時国会でも、留学の在留資格で在留する者を日本語や専門教育を学ばせることよりも、「留学」の在留資格を付与して労働力として就労させることが目的となっている日本語学校や専門学校等があることが明らかになってきました。このような日本語学校や専門学校等に対する規制をどのようにしていますか。又国別に留学の在留資格認定証明書交付許可申請の審査を厳しくしたり、許可を出さない運用をしているのは事実ですか。

（回答）

労働力として就労させることが目的となっている現実に関して、例えば、資格外活動許可の条件である稼働時間を超える状況を認識しながら在籍者に稼働先を斡旋する、在籍者の資格外活動状況にかかる条件違反状態を認識しながら放置する等の状況が想定される。そのような状況が確認された場合、教育機関の関与や在籍者の違反状況等を正確に把握した上で、状況に応じ然るべき法的措置を検討し、関係機関と連携した対応を取ることとなる。また、当局による行政指導を行うことはもちろんのこと、日本語教育機関については、日本語教育機関の告示基準に基づき告示からの抹消を検討することとなる。また、国籍別の審査状況については、不法残留者を多く発生させている国籍出身者については慎重な審査を実施し、その結果不交付処分となることはあるが、国籍のみを理由として不交付処分とする運用は行っていない。

④留学の在留資格者の中には、出身国の斡旋機関や仲介機関に多額の紹介料や仲介料などを支払って来日している者が多数見受けられますが、貴局において今後どのような規制を行っていくつもりですか。

(回答)

一部の仲介事業者は、虚偽文書等の作成や、アルバイトで多額の金銭を稼げるなど、不適正な情報を提供し学生を募集する等して、留学生から不当に高額な仲介手数料等を得ていることが疑われている者もあり、対策を講じる必要性を認識している。当局においては、在留資格認定証明書申請書に仲介事業者名にかかる欄を新たに設け、不法滞在となった留学生や資格外活動許可違反者が多く利用していた仲介事業者を抽出している。その上で、当該事業所を利用した留学生にかかる在留資格認定証明書交付申請において、一層厳格な審査を行う、当該仲介事業者の情報共有を徹底する、など悪質な仲介業者を排除するための取り組みに努めている。

(B) 要 請 書 (抄)

1 日本語学校留学生について

①日本語学校に対して以下のことを指導してください。

・送出し機関による日本での就労制限（原則週28時間以内）の説明義務と当該外国人の説明受領確認の徹底

・「日本語教育機関の告示基準」の遵守

・本人の意思を無視し、強制帰国させることの禁止

②福岡入管に、日本語学校留学生専用の相談窓口を設置してください。

③福岡入管は、送出し機関、あるいは日本語学校による事実と異なる説明により入国した留学生がいる場合、不利益を当該留学生にだけに負わせることがないように、留学生の在留資格の更新等について一定期間保護的な対応を取ってください。

④日本語学校による留学生のパスポート取り上げ、本人の意思を無視した強制帰国等の人権侵害を疑う情報に接したら、貴庁は速やかに事案を調査してください。その結果人権侵害が確認されたら、告示基準に基づき日本語学校に対して対処してください。

2、福岡入管は、本件の原告の在留資格「留学」の期間更新申請を認めず、裁判継続のための在留希望に対して、「短期滞在90日」を許可したので、弁護団はこの90日以内に本人尋問を実施すべく準備し、3月19日に無事本人尋問がなされた。入管に対しては、退学処分の違法性を争えるように、十分な期間を確保する等の配慮を期待したい。

(関連資料の閲覧について)

・判決全文（確定）

・2019第21回福岡入管との意見交換会 質問と回答

・2019第21回福岡入管との意見交換会 要請書

上記の資料は、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州のホームページ

<http://snwm-netwrokkvushu.iimdo.com/>（アドレスの綴りは work ではありません）
で、閲覧可能。